

公益社団法人西宮市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「センター」という。)役員報酬等及び費用弁償に関する規則第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定に基づき理事の報酬等の支給基準及び役員の費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬等の支給基準)

第 2 条 理事には別表 1 に掲げる金額の範囲内で報酬を支給するものとし、その額は理事会で決定する。

2 常務理事(週 5 日勤務する者をいう。)には月額報酬のほか賞与及び通勤手当を支給する。常務理事の賞与及び通勤手当は、センター職員の就業規則、賃金規程(平成 20 年 1 月 1 日制定)(以下「職員賃金規程」という。)を準用する。

(報酬等の支払方法、計算期間及び支払日)

第 3 条 常務理事の報酬等の支払方法、計算期間及び支払日については、職員賃金規程を準用する。

2 日額の報酬については、配分金規程第 3 条(支払日の原則)に準じる。

(費用弁償)

第 4 条 役員がセンターの区域内で別表 2 に掲げる委員会等に出席した場合、費用弁償として 1 日につき 2,000 円を支給する。この場合の支払方法、計算期間及び支払日については、前条第 2 項の規定を準用する。

2 役員がセンターの区域外で別表 3 に掲げる職務に従事した場合、センター旅費規程(平成 13 年 10 月 1 日制定)を準用して旅費を支給する。この場合は、役員の自宅を出発地とする。

(重複支給の調整)

第 5 条 役員が同一日に複数の職務に従事した場合は、一の職務の報酬又は費用弁償のみを行う。

(委任)

第 6 条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月18日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(令和元年7月30日議決)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

別表1(第2条第1項関係) 理事の報酬額

役職名	勤務日数	報酬額の基準
理事長	月10日程度	日額6,000円以内
常務理事	週5日	月額30万円以内
その他の理事(注1)	年間6日程度	日額4,000円以内

(注1)その他の理事が理事会に出席する日

別表2(第4条第1項関係)

1. 事業推進会議
2. 各委員会
3. その他理事長が命じたもの

別表3(第4条第2項関係)

1. 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会総会等への出席
2. 公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会総会等への出席
3. 役員研修会等への出席
4. 先進シルバー人材センター等への視察
5. その他理事長が命じたもの